

学校感染症

○ 次の学校感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、出席停止となります。また集団発生した場合は、学級閉鎖などの措置がとられることがあります。

	感 染 症 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性 赤痢 腸チフス パラチフス その他の 感染症	感染のおそれがなくなるまで

令和5年5月8日文部科学省通知
学校保健安全法施行規則最終改正による

※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は、第一種の感染症とみなす。

学校保健安全法施行規則第十八条
感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律による